

平成16年（行ウ）第20号 ハッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外18名

被告 茨城県知事 外1名

検 証 申 立 書

2007（平成19）年10月29日

水戸地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一 外 代

上記当事者間の頭書事件について、原告らは、下記の通り、検証の申立をする。

記

1 検証場所

- ① ダムサイト予定地（群馬県吾妻郡長野原町所在）
- ② ダムサイト直下の断層
- ③ 二社平ほかダムサイト上流の地滑地及び地滑り危険地（同上）
- ④ 吾妻溪谷、特に鹿飛橋周辺（群馬県吾妻郡東吾妻町所在）
- ⑤ 川原湯温泉街、及びその代替地（群馬県吾妻郡長野原町所在）
- ⑥ 中和工場（群馬県吾妻郡草津町所在）
- ⑦ 品木ダム（群馬県吾妻郡六合村所在）
- ⑧ 品木ダムの堆積する沈殿物を処分するための最終処分場（同上）
- ⑨ 利根川沿岸（群馬県利根郡みなかみ町月夜野から同県前橋市「昭和大橋」まで）
- ⑩ 八斗島観測地点（群馬県伊勢崎市八斗島町所在）

2 立証趣旨

- ① 及び② ダムサイト予定地の地質が脆弱であること。
- ③ ハツ場ダムができることにより、ダムサイト上流の貯水域の多くの箇所
で地滑りが発生する危険性が高いこと。
- ④ ハツ場ダムは良好な景観・自然を破壊することになること、及び吾妻川は
同ダム付近において、同ダムがなくても自然の洪水調節機能を有している
こと。
- ⑤ ハツ場ダムが地域住民の生活環境を破壊すること、地域住民に多大な不便
を強いること。
- ⑥ 及び⑦ ハツ場ダムの本体を守るためには、その上流部に設置されている
強酸性水の中和施設とその中和生成物の沈殿施設を未来永劫機能させな
ければならず、その持続性が困難になりつつあること。
- ⑧ 品木ダムに堆積する沈殿物を除去しなければ同ダムは埋って使い物にな
らなくなるので、沈殿物を浚渫し、処分しなければならないが、その処分
場の容量がもはや少なくなっていること。
- ⑨ 前橋よりも上流部の利根川には現在も堤防が殆どなく、カスリーン台風当
時と殆ど変わらないこと。
- ⑩ 八斗島観測地点における利根川の河道の広さ、通常時の水流の状況。
また、①及び②、並びに⑨と併せて⑩を見ることにより、ハツ場ダム地
点から八斗島地点までの距離、利根川上流部と八斗島地点との水量や川幅
の違いなども実見することができる。

3 検証の必要性

ハツ場ダムのダムサイトの脆弱性、貯水域周辺の地滑りの危険性、ダムの建設
によって失われる良好な景観・自然環境を理解するには、実際にダムサイト及び
その周辺を足で歩いて現状を確認する必要がある。また、ハツ場ダムの本体を腐
食から防禦するために過大な設備を要することを理解するためには、中和工場や
品木ダム等の実態を確認する必要がある。

そして、利根川上流部の河道整備状況はカスリーン台風当時と殆ど変わってい
ないことを確認することによって、国土交通省の宣伝が誤りであることを実体験
することが重要である。このことによって、如何にわが国の行政の宣伝・主張に
根拠のないことが多いかを知るための得難い経験になる。